

[検討事項] ■議員の活動原則**□市民代表にふさわしい活動****1. 考え方について**

議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たすものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- 議員研修会の開催
- 議員の政治倫理の確立、品位の保持（※協議中）

3. 参考条文、参考事例等**○茅ヶ崎市 第 5 条（議員の活動原則）**

4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるものとする。

○伊賀市 第 4 条（議員の活動原則）

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

○四日市市 第 7 条（議員の活動原則）

議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

○上越市 第 3 条（議員の活動原則）

1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。

(7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

○多治見市 第 5 条（議員の責務）

議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを自覚し、市民の意向を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たさなければなりません。